

「困難な問題を抱える女性への支援に関する実態調査」

令和6年2月5日
東京都福祉局

目次

■ 調査概要.....	2
■ 区市町村編.....	3
■ 一時保護利用者編.....	40
■ 婦人保護施設入所者編.....	55

調査概要

■ 目的

「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定にあたっての基礎資料とするため、都内の区市町村、一時保護利用者及び婦人保護施設入所者に対して調査を実施し、実態を把握する。

■ 調査対象（サンプル数）

ア 区市町村女性福祉主管課 （62区市町村）

イ 一時保護利用者（17名）※参考値

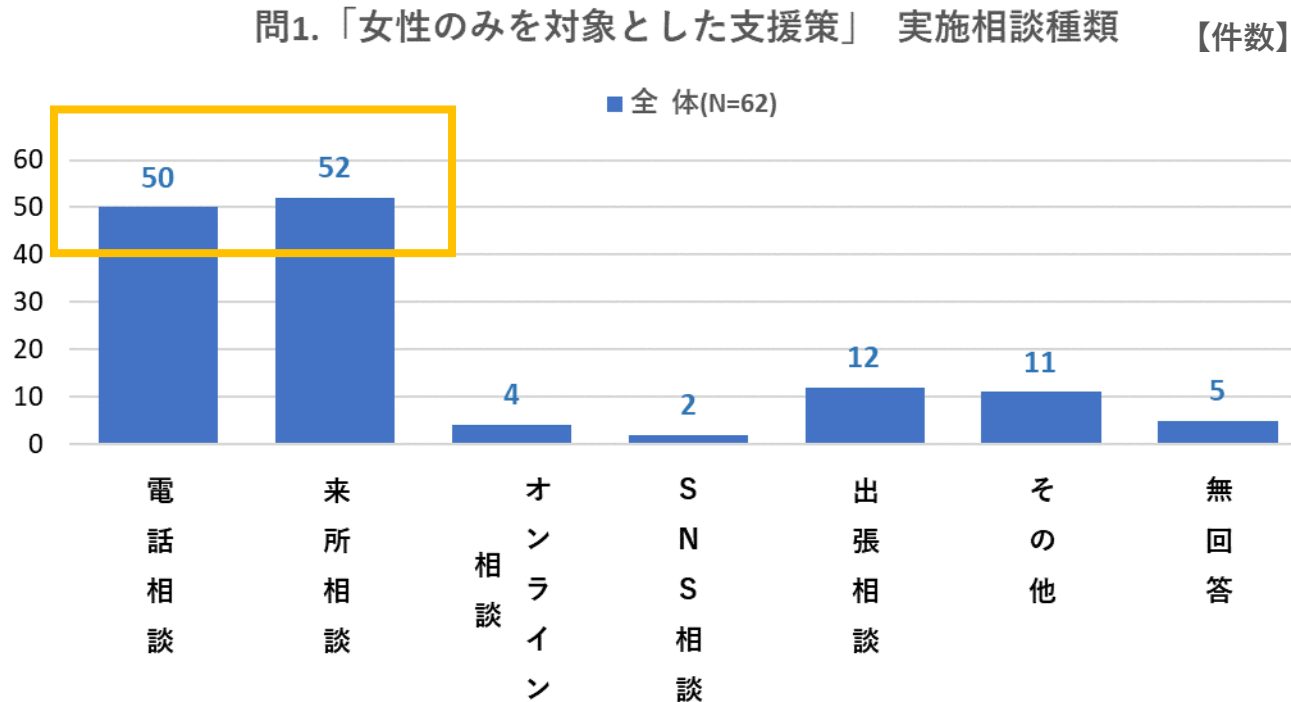
ウ 婦人保護施設入所者 （67名）

区市町村編

女性支援の種類

(1) 貴自治体では、女性のみを対象とした支援策として、どのような種類の相談を実施していますか。
(複数回答可)

- 女性のみを対象とした「来所相談」を行っている自治体が52、「電話相談」を行っている自治体が50。
また、女性のみを対象とした支援は行っていない自治体もある。

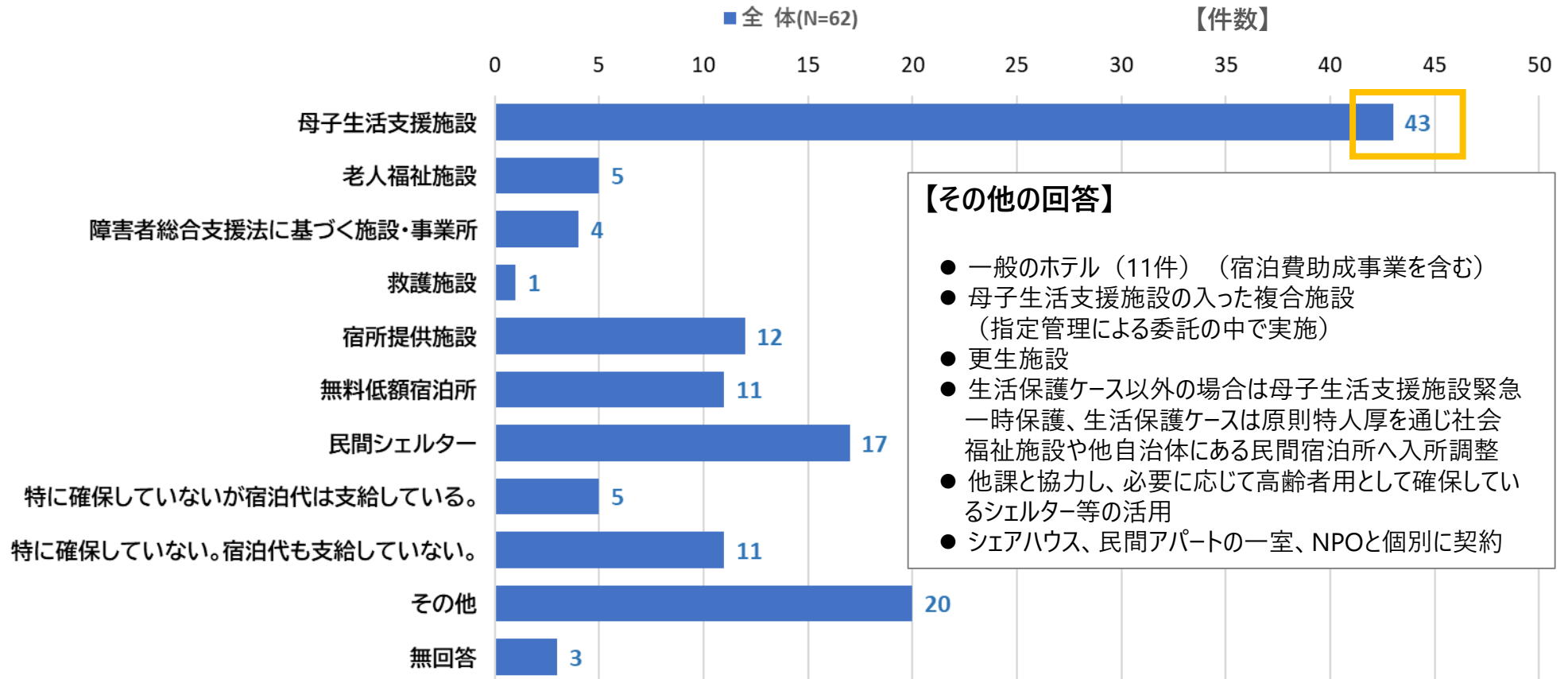


【その他の回答】
女性のみを対象とした支援は行っていない。(6件)
同行支援 (4件)
訪問相談 (1件)

(2) - ① 貴自治体では、「困難な問題を抱える女性」が利用できる宿泊可能なシェルターや一時保護機能をどこに確保していますか。(複数回答可)

■ 「母子生活支援施設」に「困難な問題を抱える女性」が利用できる場所を確保している自治体が43である。

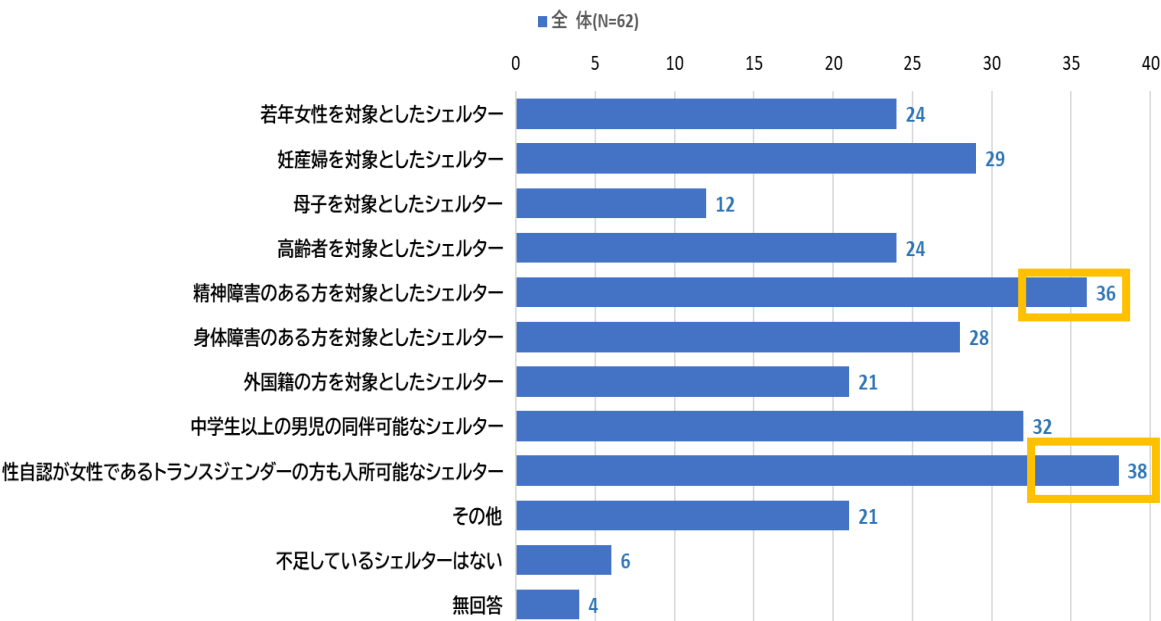
問2 ①. 困難な問題を抱える女性が利用できる場所の確保場所



(2) -②貴自治体では、「困難な問題を抱える女性」のうち、どのような女性が利用できるシェルターや一時保護機能が不足していますか。(複数回答可)

■ 「性自認が女性であるトランスジェンダーの方も入所可能なシェルター」、「精神障害のある方を対象としたシェルター」が不足していると回答した自治体が多い。

問2②. どのような女性が利用できるシェルターや一時保護機能が不足しているか 【件数】



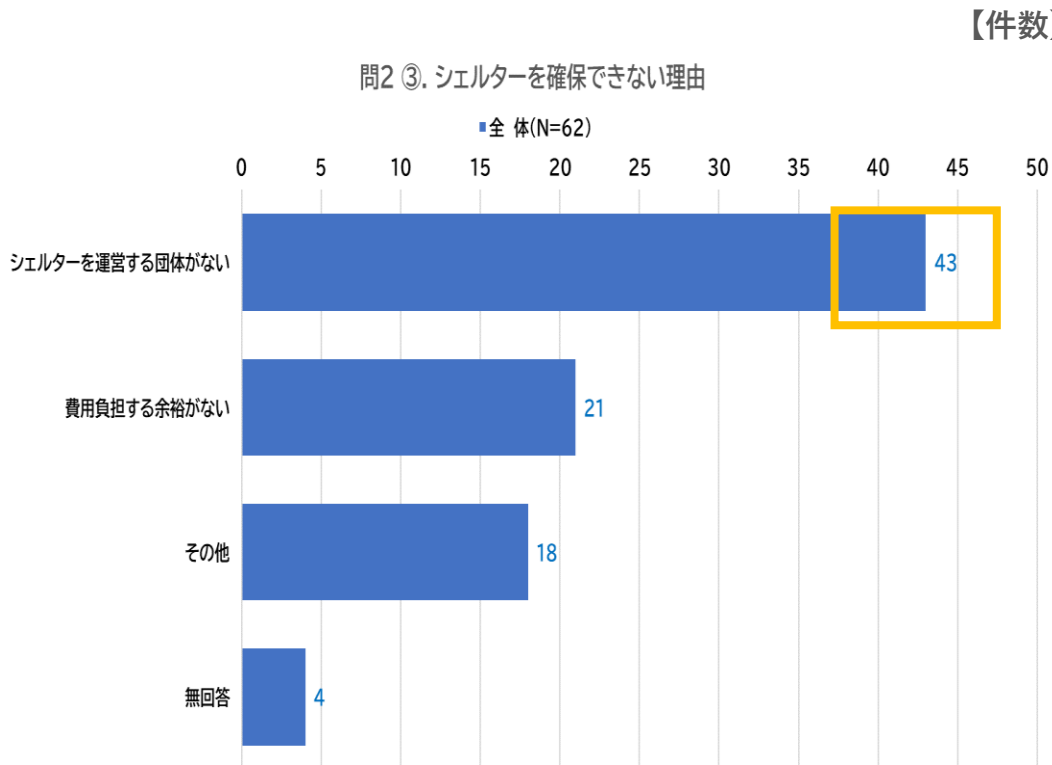
【その他の回答】

- 仕事をしていない人で、今後自立できる可能性がある人が入る施設がない。
- 追跡のおそれのない居所なしの女性が入所できる適切な場所
- 性自認が女性の方のシェルター
- 妊婦で精神疾患がある人の受け入れ先
- 知的障害のある方を対象としたシェルター
- 何らかの精神的な疾患は抱えていると思われるが未受診の人が利用できる場所
- 子供が身体障害児であった場合の母子を対象としたシェルター
- 中長期利用できるステップハウス
- ペット同伴のシェルター (6件)
- 仕事をもった女性が、働き続けることが可能なシェルター
- シェルターを確保していないため、対象を問わず不足 (2件)

(2) -③ シェルターを確保できない理由を教えてください。(複数回答可)

※ (2) -②で不足するシェルターがあると回答した自治体のみ

- 「シェルターを確保できない理由」として、「シェルターを運営する団体がない」と回答した自治体が43。また、「シェルターの安全性の確保が困難」との意見も多数見られた。



【その他の回答】

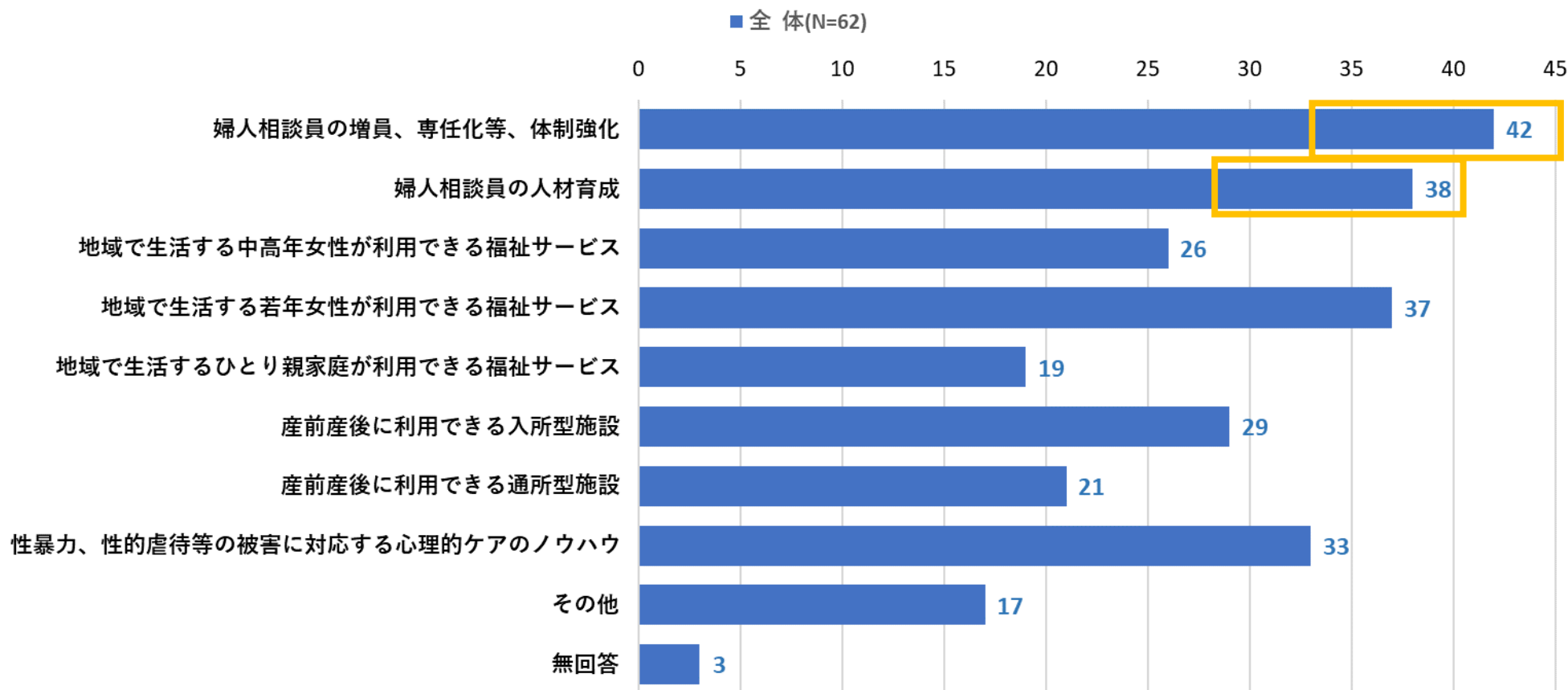
- 追跡等の危険がない特に若年女性の場合、制限がある生活を嫌う。そのため提供できる適切な資源がない。
- シェルターは安全確保上、広域（自区以外）を必要とする。
- 医療面が充実しているなどの専門的なシェルターは、運営にかかる人員確保のハードルが高く、受け入れ可能な事業者等が少ない。
- 病識がない、服薬管理ができない、自傷行為(リストカット等)がある、未受診等の精神疾患のある女性をシェルター保護したくても受け入れ施設がない。要介護認定を受けていない高齢者やLGBT等性的マイノリティのDV被害者の受け皿がない。
- シェルターを確保する場合、セキュリティの問題がある。
- シェルターとして利用できる施設が近隣にない。

(3) -① 自立支援を行うために、貴自治体において、現在不足しており、今後必要と考えられるものは何ですか。
(複数回答可)

- 「現在不足していて、今後必要と考えられるもの」について、「婦人相談員の増員、専任化等、体制強化」と回答した自治体が42、「婦人相談員の人材育成」と回答した自治体が38。
また、その他の意見では「医学的、心理的な専門職」が不足しているとの意見が多数見られた。(次頁参照)

問3.現在不足していて、今後必要と考えられるもの

【件数】



※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」においては、「支援対象者が目指すべき自立は、個々の者の状況や希望、意思に応じて、必要な福祉的サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営めることを含むものであり、『本人の自己決定』及び『自己選択』が重要な要素である。支援にあたっては、支援対象者が自己決定できるよう十分な情報提供に基づく、丁寧なソーシャルワークを行い、支援対象者に寄り添い一緒に考えていく姿勢が求められる。」と記載されています。また自立支援の内容として①医学的また心理的支援 ②生活支援 ③日中活動の支援 ④居住支援 が挙げられています。

(3) -① 自立支援を行うために、貴自治体において、現在不足しており、今後必要と考えられるものは何ですか。
(複数回答可)

【その他の回答】

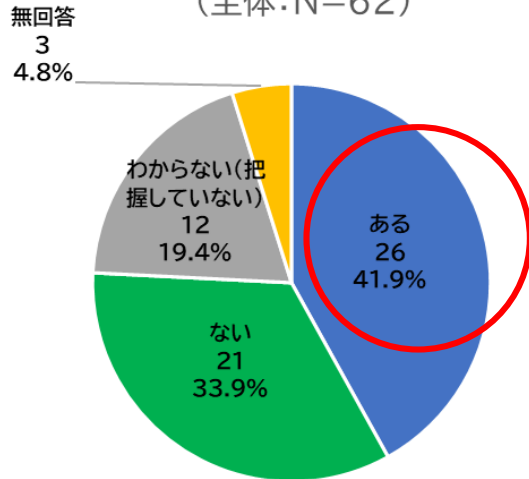
- 女性支援に理解がある医師、心理士
- 医学的または心理的支援を行うための専門職の配置がされておらず、現状配置も難しい。研修等で知識を得る機会も少ない。
- 医学的・心理的な診断ができる専門職
- 心理ケアについては婦人相談員がノウハウを得るよりも心理職の配置が望ましいと思うが市としての配置は難しい状況。通所しやすい場所に専門の医療機関があるとよいが本人の費用負担が厳しい。精神分野しかサービスはない。他のサービスについては地域にあっても本人の費用負担が大きい場合がある。
- 保証人がなく、生活保護に至らないようなある程度貯蓄がある人が借りられるような民間の賃貸物件の情報
- 医学的、心理的な専門の資格を持った相談員の配置
- 精神疾患や発達障害など様々な理由で集団生活やコミュニケーションが難しい方へのノウハウや通所・入所等全般についての社会資源
- 他自治体との連携強化（転宅前後に継続的・同レベルの支援の確保）売春等風俗業従事者への医学的・心理的ケアを含む福祉的なケア
- 小規模自治体であるため、様々なサービスが不足している。

- (4) - ① 貴自治体には、困難な問題を抱える女性を支援している民間団体はありますか。
- (4) - ② 貴自治体では、困難な問題を抱える女性を支援している民間団体と連携していますか。

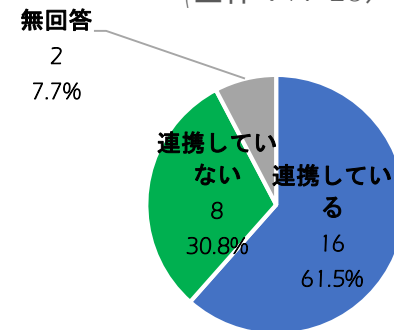
※ (4) - ①で「①ある」と回答した自治体のみ

■ 26自治体から、困難な問題を抱える女性を支援している民間団体が「ある」と回答があり、うち16自治体から当該民間団体と「連携している」と回答があった。

問4 ①. 困難な問題を抱える女性を支援している民間団体 有無 (全体:N=62)



問4 ②. 困難な問題を抱える女性を支援している民間団体との連携 有無 (全体 : N=26)



困難な問題を抱える女性を支援している民間団体数

	全	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	1	1
	体	団	団	団	団	団	団	団	団	団	0	1	2
	体	体	体	体	体	体	体	体	体	体	団	団	団
全体(N=62)	16	6	2	2	1	2	1	1	0	0	0	1	0
	100.0	37.5	12.5	12.5	6.3	12.5	6.3	6.3	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0

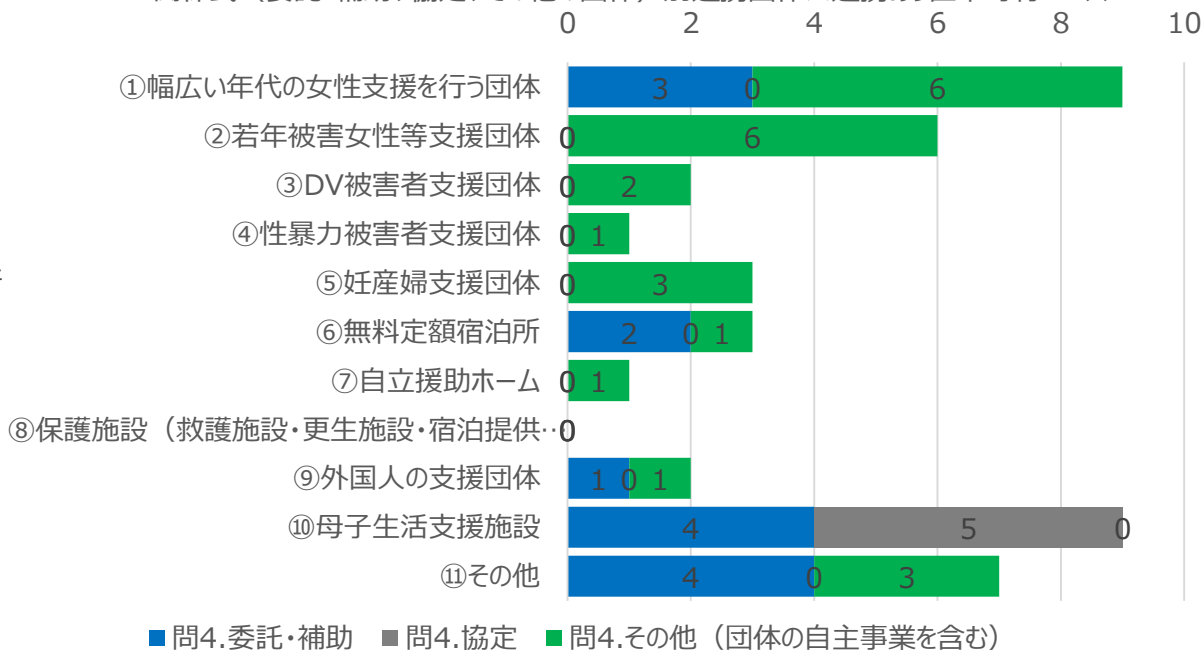
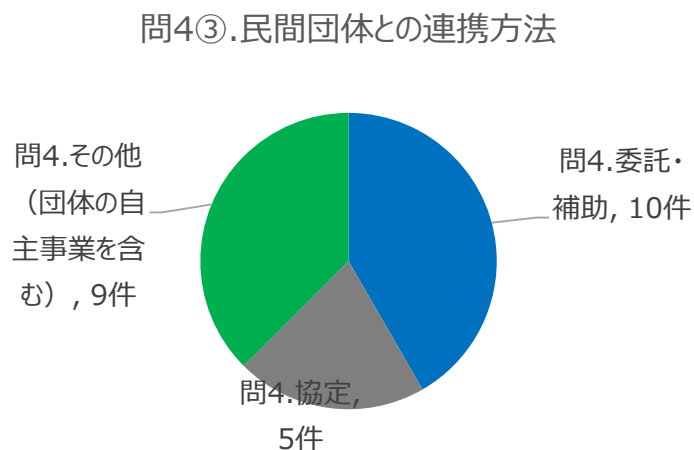
※民間団体とは公の機関ではない団体をここでは指しています。社会福祉施設や社会福祉事業等を運営する社会福祉法人等も含まれます。(以降同じです。)

(4) - ③ 貴自治体と当該団体の関係は次のどれにあたりますか。

※ (4) - ②で「①ある」回答した自治体のみ

- 民間団体と「委託・補助」事業による連携が10自治体、「協定」による連携が5自治体、「その他」が9自治体である。
- 連携している民間団体の種別としては「幅広い年代の女性支援を行う団体」、「母子生活支援施設」が9件、「若年被害女性支援団体」6件である。

関係式（委託・補助、協定、その他の団体）別連携団体※連携あり区市町村ベース



Q4④委託・補助:その他の回答

- 男女平等参画組織
- 母子生活支援施設を運営する複合施設
- 生活再建就労サポートセンター、ひきこもり支援室
- ①婦人保護施設
- ②区立の母子生活支援施設を運営している社会福祉法人に委託

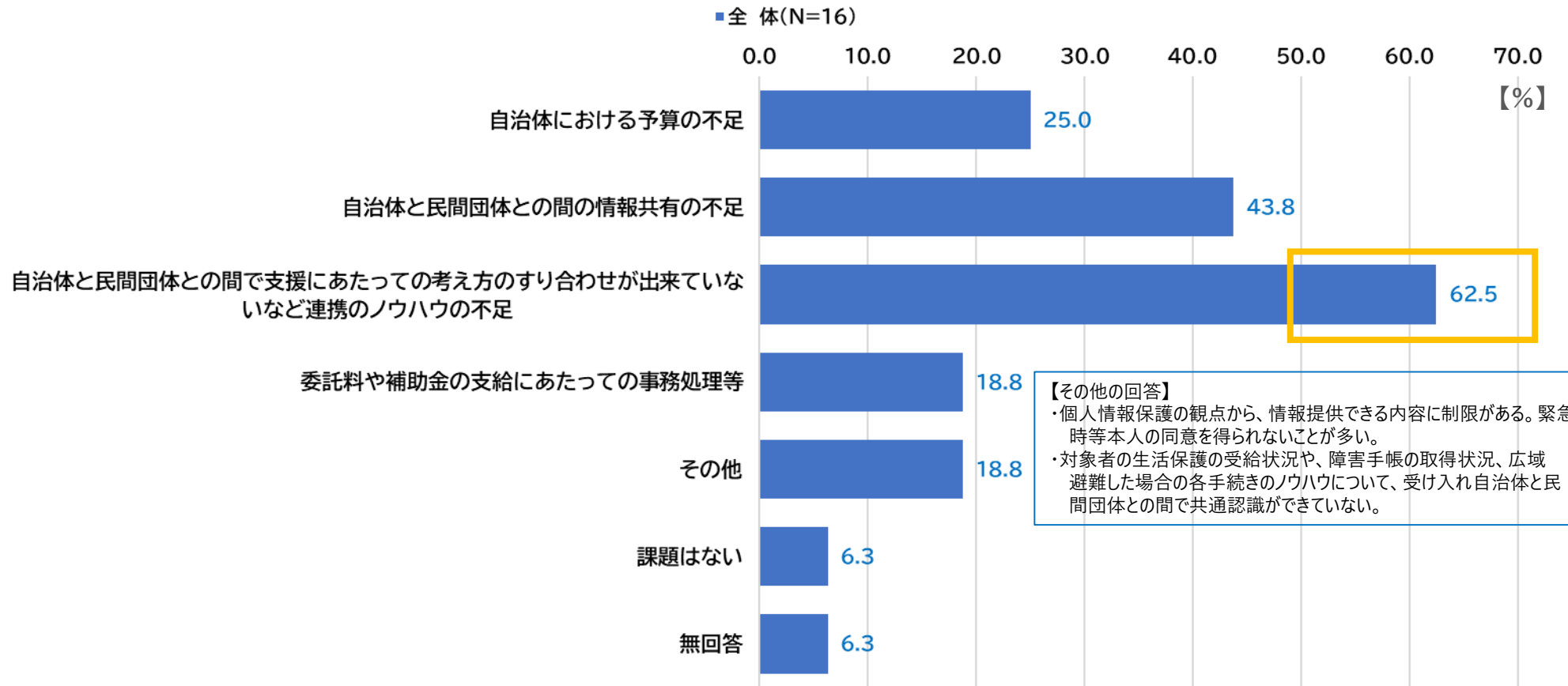
Q4④その他団体:その他の回答

- 自立準備ホーム、養子縁組支援団体
- 婦人保護施設

(4) -⑤ 民間団体と連携して相談支援を行うにあたって、どのような課題がありますか。連携している民間団体の数が複数であっても、総じて課題と考えることについてお答えください。【複数回答可】

■ 「民間団体と連携して相談支援を行うにあたっての課題」について、62.5%の自治体が「自治体と民間団体との間の情報共有の不足」と回答した。

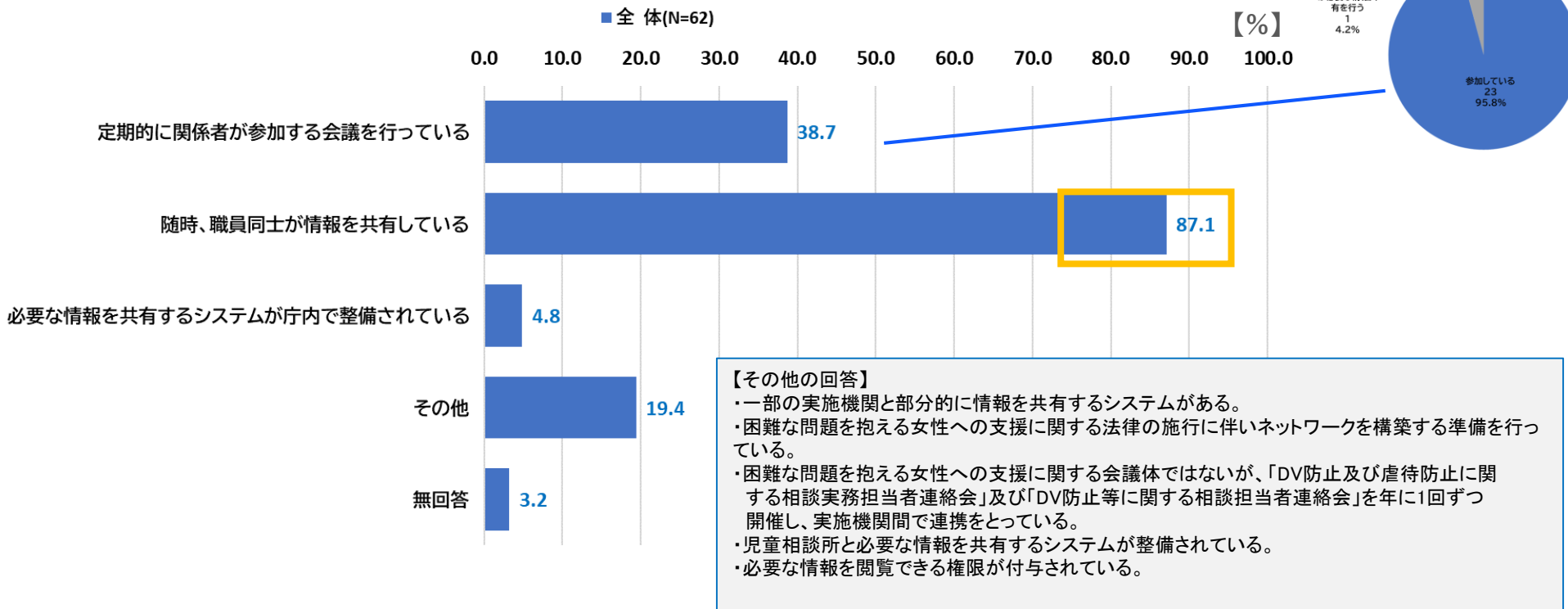
問4 ⑤. 民間団体と連携して相談支援を行うにあたっての課題



(5) -①困難な問題を抱える女性への支援は、児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関と連携する必要がありますが、婦人相談員を配置する部署の職員と自治体内のそれらの実施機関（部署）はどのように連携をとっていますか。（複数回答可）

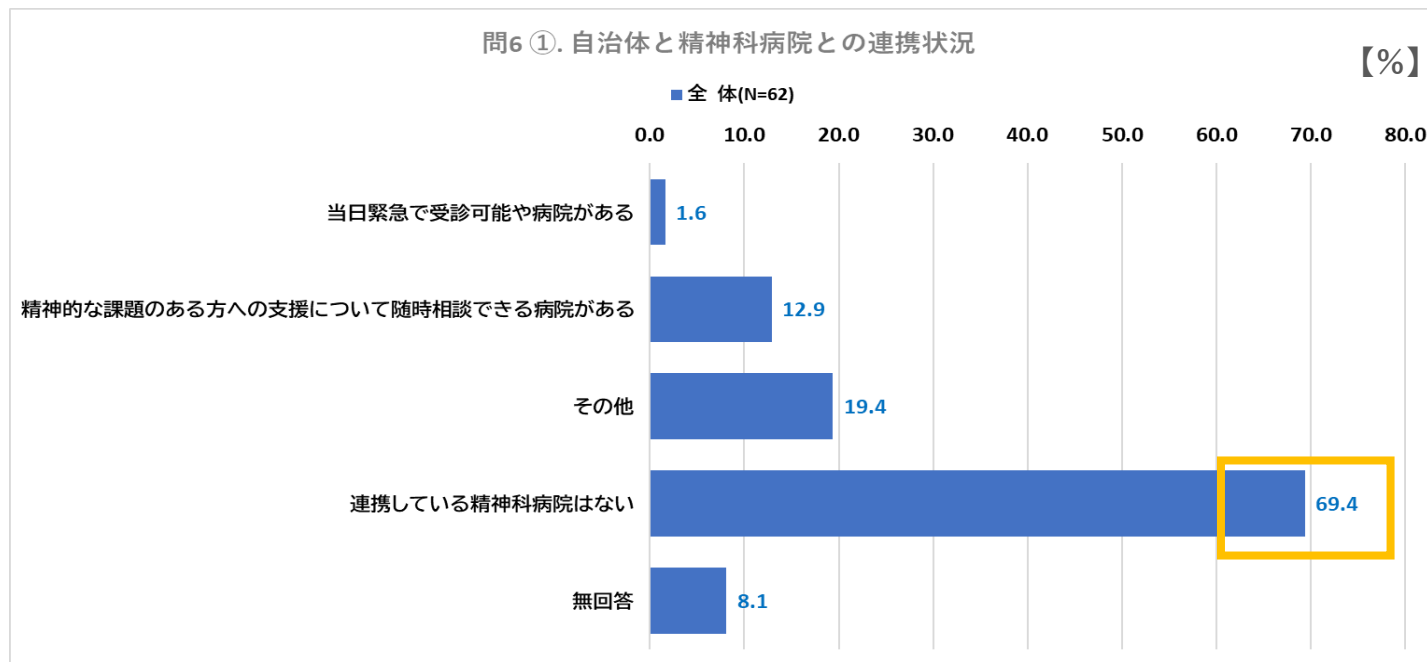
■ 87.1%の自治体が、随時、職員同士が情報を共有することを通じて連携していると回答。

問5 ①. 婦人相談員を配置する部署の職員と自治体内のそれらの実施機関(部署)との連携方法



(6) -① 貴自治体と精神科病院との連携の状況について教えてください。(複数回答可)

■ 69.4%の自治体が「連携している精神科病院はない」状況である。



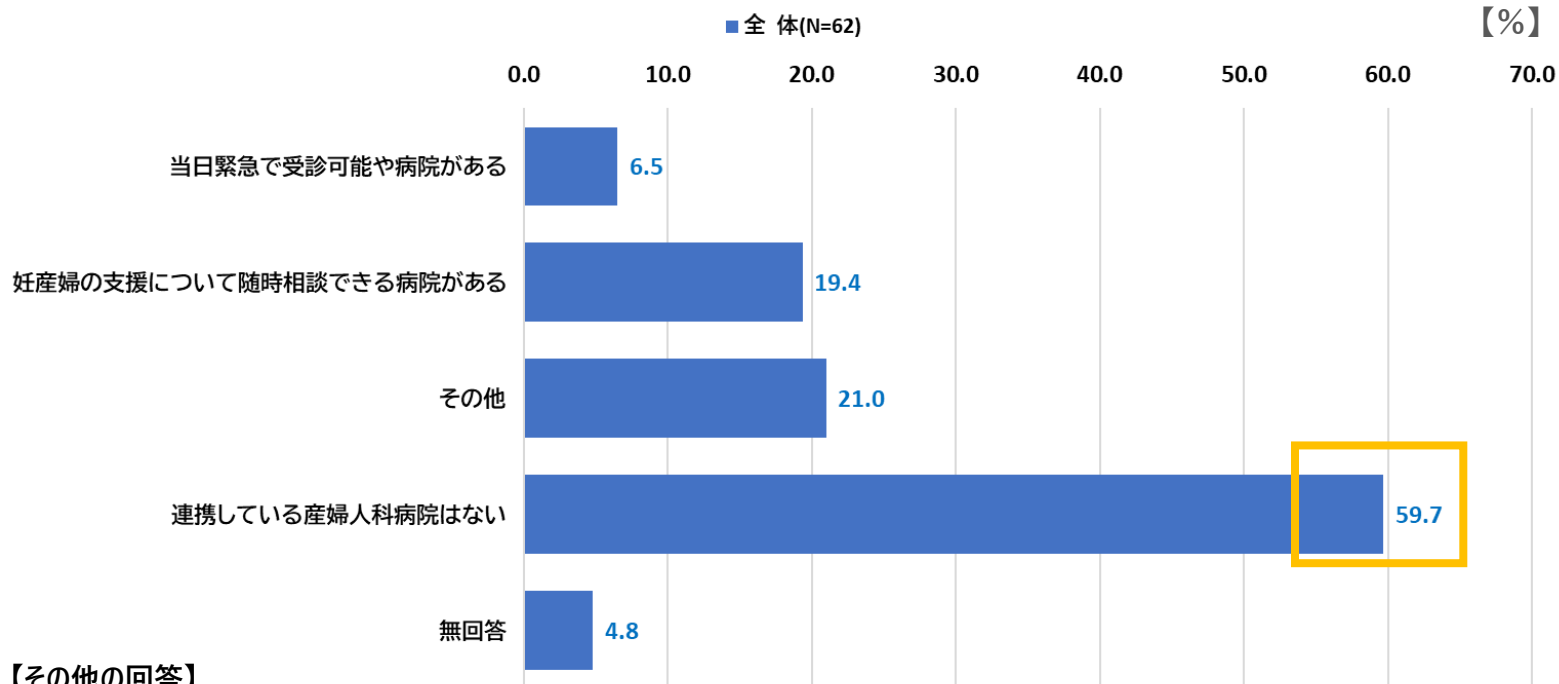
【その他の回答】

- 予約なく受診できるクリニックもなくなっており、医療との連携は難しくなっている。
- 福祉事務所の嘱託医に随時相談している。保健師が随時つなげている。
- その人の状況に合わせて複数の医療機関に受診依頼を行っており、必ず受け入れてもらえるとは限らない。
- 他課で嘱託医として契約している精神科医（市内にある入院施設のある医療機関）に相談可能
- 庁舎内他所管が実施するカウンセリングを案内している。
- 必要時、ケースの主治医等と相談している。
- 島内診療所で週1回心療内科があり、そこで相談はできる。
- 精神一般相談で招へいしている精神科医の病院と連携できる環境がある。
- 診療所に専門外来で来島している精神科医師と診療所で連携している。

(6) -②貴自治体と産婦人科病院との連携の状況について教えてください。(複数回答可)

■ 59.7%の自治体が「連携している産婦人科病院はない」状況である。

問6 ②. 自治体と産婦人科病院との連携状況



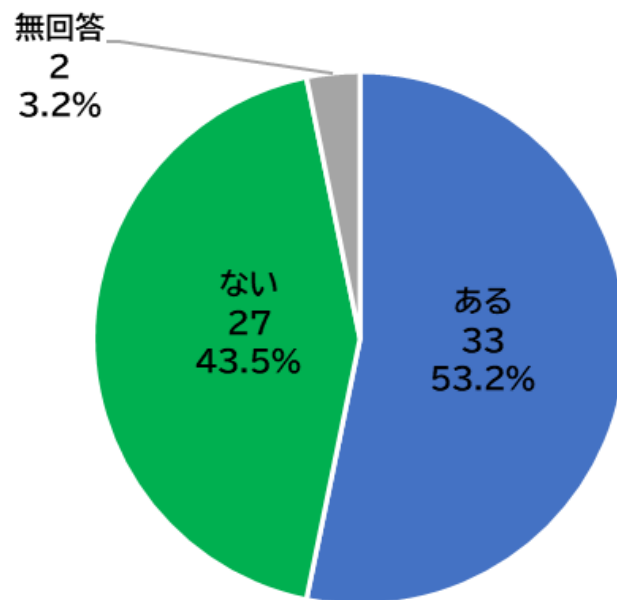
【その他の回答】

- 当日、予約なしで、生活保護も申請中の状態で受診可能な病院が圧倒的に不足している。また即日入院が必要な場合の入院先探しが大きな負担になっている。
- MSWとの連携が適切にできており、個々のケースに応じて対応頂いている。
- 保健師を通じて随時連携している。
- その人の状況に合わせて複数の医療機関に受診依頼を行っており、必ず受け入れてもらえるとは限らない。
- 都立病院・市民病院・市立病院に相談
- 島内診療所に産婦人科があり、そこで相談はできる。
- 診療所に専門外来で来島している産婦人科医師と診療所で連携している。

(6) -③ 貴自治体では、自傷他害等の精神症状や身体疾患があるなど医療面の理由で、女性相談センターから一時保護の受入れが難しいと言われたことがありますか。(複数回答可)

- 53.2%の自治体が、「自傷他傷等の精神症状や身体疾患があるなど医療面の理由で女性相談センターから一時保護の受入れが難しいと言われた経験」が「ある」。

問6 ③. 女性相談センターから一時保護の受入れが難しいと言われた経験
(全体:N=62)

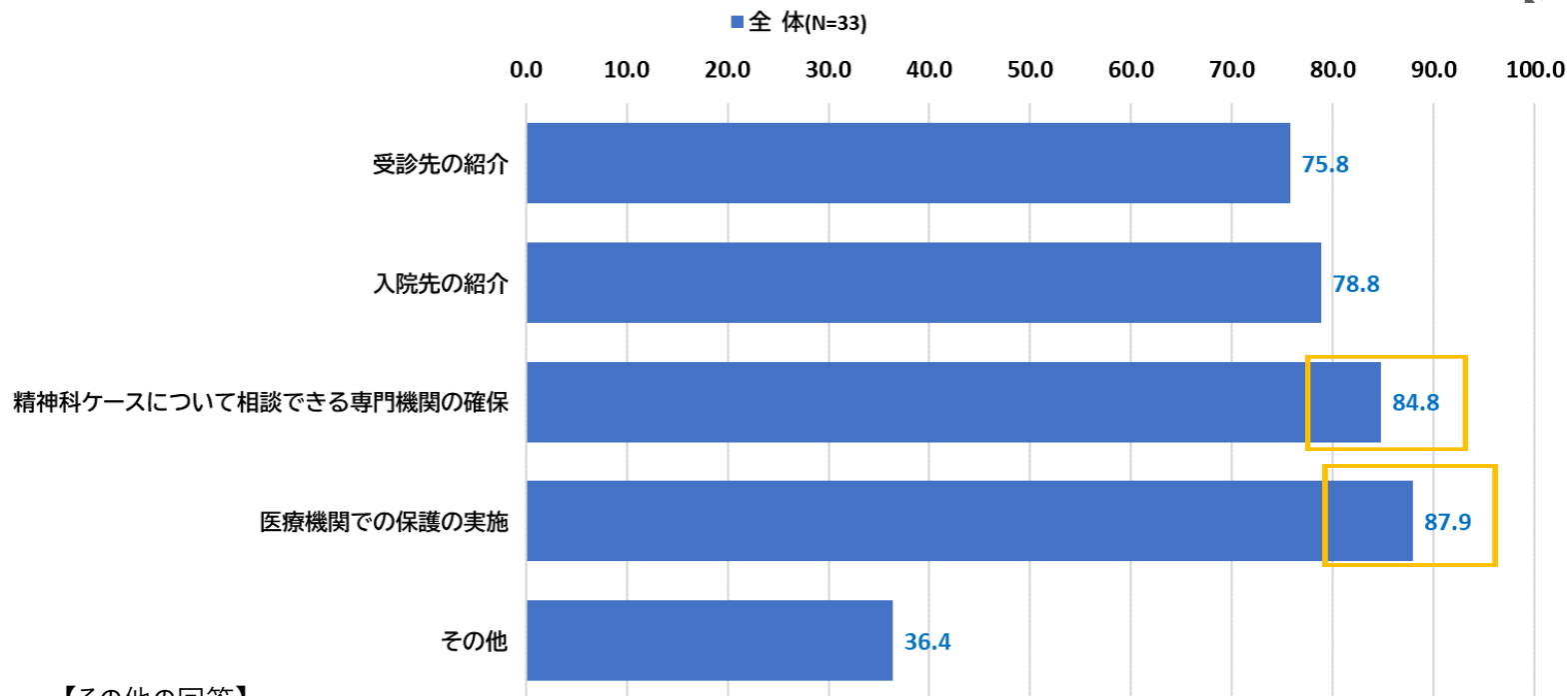


(6) -④ 医療面の課題として、どういう対策や支援があるといいと考えますか。

- 87.9%の自治体が「医療機関での保護の実施」、84.8%の自治体が「精神科ケースについて相談できる専門機関の確保」があるといいと考えている。

問6 ④. 医療面の課題としてあるといいと考える対策や支援

【%】



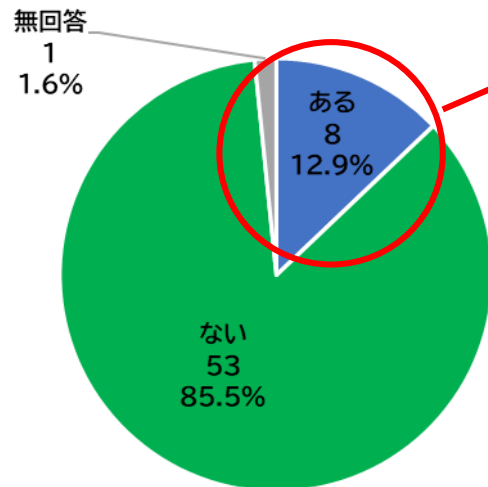
【その他の回答】

- 加害者から避難したが、精神状態が悪化し一時保護が利用できない場合に、通院、入院可能な精神科病院を探すのに時間がかかる。緊急時に、精神的に課題があるケース（自殺企図、病識ないが疾患を疑われる方）について相談できる機関があるとよい。
- 受診の際の同行、通訳
- 保険診療内で受けられるカウンセリングの充実
- 精神科未受診であっても緊急で保護が必要な場合、保護後に安全を確保したうえで受診につなげることができるとよい。

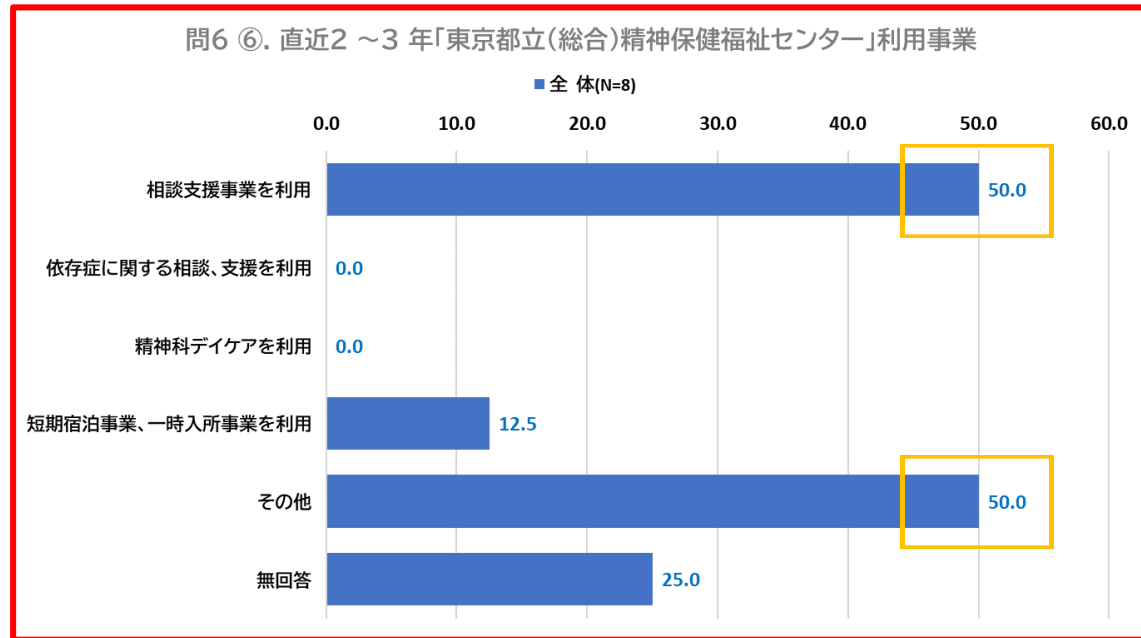
(6) -⑤ 貴自治体では、困難な問題を抱える女性への支援にあたり、この2-3年の間に東京都立(総合)精神保健福祉センターを利用したことがありますか。

- 直近2-3年の間に東京都立(総合)精神保健福祉センターを利用していない自治体が53自治体である。

問6 ⑤. 直近2～3年「東京都立(総合)精神保健福祉センター」利用有無
(全体:N=62)



問6 ⑥. 直近2～3年「東京都立(総合)精神保健福祉センター」利用事業



【その他の回答】

- ・アウトリーチ支援事業
- ・支援者向けの研修にあたり講師派遣によるSVの実施
- ・研修の講師派遣